

もしれません。

高齢者を狙った特殊詐欺・悪質な消費者被害が増えています！



近年、高齢者を狙った特殊詐欺や消費者被害に関する相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。

高齢者の中には、他人の言うことを疑わずに素直に信用してしまう方や、騙されたことに気づかない方もいます。また、被害に遭ったことに気がついても、「恥ずかしい」「他人に迷惑をかけたくない」などの理由で、誰にも相談しないことが少なくありません。最近では、高齢者の一人暮らしも多くなっていることから、ご家族の方や近所に住んでいる方、自宅を訪れる介護職の方などの地域の関係者が連携を取り、「見慣れない人物が出入りしている」「大金を下ろそうとしている」など、いつもと違う行動がないか見守りを行い、必要に応じて声をかけて相談に乗りましょう。

特殊詐欺の事例

● 落とし物詐欺（オレオレ詐欺）

① 息子（孫）を名乗る者から

「電車にカバンを忘れてしまった」と電話がある。

② 鉄道会社の落とし物係を名乗る者から、「お宅のお子さんのカバンを拾得した」と電話がある。

③ その後、すぐに息子（孫）を名乗る者から電話があり、

「カバンには今日中に取引先に支払わなければならぬお金（小切手）が入っていた。お金を貸してほしい。」と切り出される。

④ 事前に鉄道会社から連絡が入っていたので、信用して息子（孫）の会社の同僚を名乗る者に現金を手渡ししてしまった。

● 還付金詐欺

① 公的機関を名乗る者から、「払いすぎた医療費の還付がある」と電話があり、キ

ヤッシュカードを持ってATMに行き、折り返し電話するように指示される。

② ATMの前から教えられた電話番号に電話すると、ATMの操作方法を指示される。

③ はじめに残高照会のボタンを押させる。残高はそのま

ま読ませず、数字を右から読むように指示されるため、被害者は残高を告げていることに気づかない。

④ 振込金額の入力と、お振込ボタンを押させ、手続きを完了させる。冷静に考えれば、相手に送金することになり、気がつくが、電話で矢継ぎ早に指示され、振込金額は「取扱番号」などと言われることにより、言われるままに操作してしまう。

こんなところに注意！

- ・ 第三者を登場させる手口を使って、巧みにお金を騙し取ります。
- ・ 相手の話をすぐに信用せず、家族や連絡があった機関に確認を取りましょう。
- ・ 犯人は飛行機などを使って遠く離れたあなたの家に現金を取りに来ることもあります。

- ・ 「ATMで手続きを」は詐欺です。すぐに電話を切って警察に通報してください。
- ・ 役場職員や年金事務所など公的機関をかたって連絡がくることもあります。このような機関がATMで払戻しの手続きをさせることは絶対にありません。

消費者被害の事例

● 訪問販売

① 工事業者らしい人物が「近くで工事をしている者ですが、床下の無料点検をしませんか？」と訪ねてくる。

② 点検してもらうと、「床下にカビが生えている。すぐに換気扇を取り付けないと健康に悪い。今契約すれば特別価格で工事できる」などと言われ、その場ですぐに工事をしてもらい、代金を支払った。

③ 後日、工事関係の仕事をしている親戚に床下を見てもらうと、カビは発生しておらず、全く必要のない工事だったことが分かった。

● 訪問購入（押し買い）

① 「何か不要なものはないか」と買取業者が自宅を訪ねてくる。

② 着なくなった着物を見せると、「ほかに宝石や貴金属はないか」と迫られる。

③ 指輪やネックレスを見せたところ「まとめて3千円で買い取ります」と告げられ、手放すつもりのないものを強引に買い取られてしまった。

それ、詐欺か

こんなところに注意!

- ・依頼をしていないのに、突然訪問してきた業者は家に入れないようにしましょう。
- ・契約を迫られたら、その場ですぐに決めずに、十分に検討しましょう。
- ・買い取りを承諾していない貴金属などの売却を求められたら、きっぱり断りましょう。

クーリング・オフ制度

一度契約してしまったからといって、諦める必要はありません。訪問販売や訪問購入などで、既に契約を交わしてしまっても、契約書の交付から8日間以内であれば、消費者側から一方的に契約を解除することができます。

また、契約してから8日間を過ぎていても、契約書に不備などがある場合は、クーリング・オフ制度が適用される場合がありますので、落ち着いて、契約時の書類などを用意して、企画政策課まちづくりグループ(☎2512135)までご連絡ください。

清里町内での事例

今年度、清里町内においても訪問販売により高額な商品を購入させられてしまった事

案がありました。

一人暮らしの高齢者が訪問販売により高額商品を購入してしまいました。が、町外在住のご家族が普段の電話口での会話から異変に気づき、役場に連絡をいただいたことから悪質な訪問販売被害を発見できたものです。

この事案では、ご家族が機転を利かせて役場に連絡をいただいたことで、クーリング・オフ制度を適用でき、結果として高額商品の返品と、既に支払っていた頭金も返金させることができました。

ご家族の方や、身近にいる方の見守りや小さな気づきがいかに大切であるかを改めて気づかされた事案でした。



9月広報と同時に全戸配布した「訪問販売お断りステッカー」は、玄関先に貼るだけで訪問販売業者による勧誘を防ぐ効果が期待されます。

メールやハガキを使った架空請求にもご注意を!



メールやショートメッセージサービス(SMS)を利用した架空請求に注意!

皆さんのスマートフォンに、右記のようなメッセージが届いたことはありませんか?

その内容は、「未納料金が発生しており、連絡をしないと訴訟を起こす」といったものです。中には、実在の事業者名などをかたり、連絡をさせる悪質な業者も存在します。メールに記載されている番号に電話をかけると、プリペイドカードや振り込みによる支払いを要求され、「未納料金を一旦支払えば後で返金される」などと言葉巧みに誘われます。

詐欺ハガキに注意!

昨年度から引き続き町内で確認されているのが、「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」という詐欺ハガキです。その内容は、法務省管轄支

局民間訴訟告知センターを名乗り、「あなたは訴えられました。連絡がない場合、給与などを強制的に差し押さえます。」というものです。

もちろん、実際にそのような組織は存在しませんし、裁判所からの通知がハガキで送られてくることはありません。記載されている番号に電話をかけると、弁護士費用として高額な費用を振り込ませようとする。

絶対に記載の電話番号に連絡してはいけません。身に覚えのない請求には応じず、企画政策課まちづくりグループ(☎2512135)までご連絡ください。

総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知したのは、官庁の利用において契約会社、または消費者生活センターからの契約不履行による民事訴訟として、訴訟が開始された事をご通知致します。管理番号(☎)288 裁判取り下り最終期日を過ぎて訴訟を開始させていただきます。税、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合の元、給料差し押さえ及び、拘束、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行證書の交付を承諾していただくお断り致します。裁判取り下りなどの相違点発生しては官庁にて受け付けておきますので、届出までお問合せ下さい。尚、前面での通達となりますのでクワイヤー一環成のみ、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。添取り下り最終期日 平成29年10月18日 法務省管轄支局 国民訴訟通告センター 東京都千代田区根岸 裁判取り下り等のお問い合わせ窓口 受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

「相談・お問い合わせ先 企画政策課まちづくりグループ ☎2512135